

がん患者用補正具購入費用を助成します

がん治療に伴う外見の悩みに対して支援することを目的として、がん患者用補正具(頭髮補正具・乳房補正具)の購入費用の全部または一部を助成します。

対象者 ● がんと診断され、治療を行っている方

助成金額 ● ① 頭髮補正具(全頭用医療用ウィッグ)
上限額:3万5,000円

② 乳房補正具(補正パッドもしくは人工乳房)
上限額:2万円

令和2年度より秋田県からの助成金を合わせた金額を交付します

不妊治療・不育症治療への助成を実施します

少子化対策の一つとして、不妊治療(一般不妊治療・特定不妊治療)や不育症治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、治療および検査に要した費用の一部を助成します。

対象者 ● 申請日の1年以上前から美郷町に住所を有し、次のすべてに該当する方

- ① 法律上の婚姻をしているご夫婦
- ② 医師により不妊治療・不育症治療が必要と認められ、かつ、医療機関において不妊治療・不育症治療を受けたご夫婦
- ③ 美郷町の住民で、今後も在住予定のご夫婦
- ④ 医療保険各法(国民健康保険や社会保険など)の被保険者(本人や家族など)
- ⑤ 町税などの滞納がない方

助成金額 ●

一般不妊治療…治療1回につき10万円以内(通算5年以内)

特定不妊治療…年間10万円以内(通算5年以内)

※秋田県特定不妊治療費助成事業の助成限度額を超えた自己負担分を助成します。

※特定不妊治療の秋田県からの助成金額については、秋田県仙北地域振興局福祉環境部(☎0187(63)3404)へお問い合わせください。

不育症治療…治療1回につき15万円以内(通算5年以内)

申請期限 ● 令和3年3月31日(木)

その他 ● 申請前に必要な書類をお渡しし、手続きについて説明します。必要書類が揃い次第、電話連絡のうえ、下記までお越しく下さい。

一般不妊治療…不妊検査や人工授精等の一般的な不妊治療のこと
 特定不妊治療…体外受精および顕微授精による治療や検査のこと
 不育症…妊娠はするものの出産に結びつかない状態のこと

男性の精巣から精子を採取する手術等の男性不妊治療も含まれます。また、特定不妊治療には、町の助成制度とは別に秋田県の助成制度があります。

申・問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種費用を助成します

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌が原因となる肺炎などの感染症を予防するワクチンです。町では、そのワクチンの接種費用に対する助成を行います。

対象者 ● 町内に住所を有する次のいずれかに該当する方

- ① 令和2年度中に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
- ② 心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)のある60歳以上65歳未満の方

※①・②とも、過去に『ニューモバックスNP(23価肺炎球菌莢膜(きょうまく)ポリサッカライドワクチン)』の予防接種を一度も受けたことのない方が対象です。自費で受けたことがある方、助成を利用して受けたことがある方は対象となりません。

助成期間 ● 4月1日(水)～令和3年3月31日(木)

接種回数 ● 1回

助成額 ● 3,000円

※接種費用のうち、3,000円を超えた金額を医療機関に支払ってください。

※生活保護世帯の助成対象者は、接種費用の全額が助成されます。

接種方法 ● 予診票を医療機関へ持参し、接種してください。

※予診票は、①の対象者には個別に通知します。②の対象者には確認のうえ、下記窓口で予診票を交付します(再交付の際も下記窓口で交付します)。

※生活保護世帯の方は、「緊急時医療依頼証」または「医療券」を医療機関に提示してください。

※心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)のある60歳以上65歳未満の方は「身体障害者手帳」を医療機関に提示してください。

問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

【定期】風しん予防接種について

30代から50代の男性の風しん流行を受けて、平成31年度(令和元年度)から3年間に限り、特に抗体保有率が低い世代の方を対象に、風しん抗体検査費用・風しん予防接種費用の助成を行います。

対象者 ●美郷町内に住所があり、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性
※令和2年1月までに抗体検査を受けていない方へクーポン券を送付します。

※同年2月または3月に抗体検査を受けた方にもクーポン券が届くことがありますが、検査済みの場合はクーポン券を使用することができませんのでご注意ください。

助成期間 ●抗体検査:令和3年3月31日(水)まで
予防接種:令和4年1月31日(月)まで

助成金額 ●抗体検査、予防接種ともに全額助成します。

助成回数 ●抗体検査、予防接種ともに3年間で1回のみ

その他 ●クーポン券を紛失された方には再発行しますので、町福祉保健課までお問い合わせください。

■抗体検査方法

抗体検査は、医療機関、町の健診、職場の健診(自身の職場に確認が必要)で受けることができます。検査を受ける際には、送付されたクーポン券と本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)を持参してください。なお、検査は採血のみで終わります。

■予防接種方法

抗体検査を受けた後、判定結果の「風しん第5期の定期接種対象」に○がされている方のみ、医療機関で予防接種を受けることができます。予防接種を受ける際には、事前に医療機関に予約し、抗体検査結果、クーポン券、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)を持参してください。

■実施医療機関

抗体検査、予防接種を実施している医療機関については、町福祉保健課までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご確認ください。なお、町内の実施医療機関は次のとおりです。

抗体検査	亀谷医院、仙南診療所、まっこいしゃ高橋醫院
予防接種	仙南診療所、まっこいしゃ高橋醫院

【任意】風しん予防接種について

妊娠初期に風しんにかかると、胎児も風しんウイルスに感染し、赤ちゃんに影響を及ぼすことがあります。これらを予防するため、風しん予防接種費用の助成を行います。

対象者 ●美郷町内に住所を有し、今後も引き続き在住予定の方のうち、次のいずれかに該当する方

- ①令和2年度に満19歳から49歳になる方で、今後の妊娠を予定または希望している女性
- ②妊婦のパートナーおよび同居家族(ただし、妊婦がすでに抗体を保有している場合は対象外)

※風しんにかかったことのある方、すでに風しん予防接種を2回受けたことのある方、町の助成を受けたことのある方、現在妊娠中の女性は対象になりません。

※対象者②のうち、定期予防接種の対象となる方(昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性)は、定期予防接種が優先されます。

助成期間 ●令和3年3月31日(水)まで

助成金額 ●全額助成します。

■手続方法

事前に手続きが必要です。次の書類等を持参のうえ、下記までお越しください。

- ①本人確認書類
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- ②母子健康手帳
※パートナーおよび同居家族の方も妊婦の接種歴等を確認しますので、母子健康手帳をお持ちください。

■接種方法

医療機関に予約し、町から交付された予診票を持参して接種してください。

申・問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900

第十一回特別弔慰金のお知らせ

先の大戦で亡くなられた元の軍人、軍属および準軍属の方々に思いを致し、国としての弔意の意を表すため、戦没者等のご遺族に対して特別弔慰金が支給されます。

第十回特別弔慰金から引き続いて請求権利があると思われる方(前回請求者が亡くなられている場合はそのご家族)には、順次お知らせをお送りします。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907